

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊朝霞駐屯地

東部方面会計隊本部業務科長 石橋 一隆

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名	規格	数量	単位	履行場所	履行期間
仮設便所管理・汲取り役務	仕様書のとおり	1	ST	陸上自衛隊 朝霞駐屯地 及び 朝霞訓練場	6. 10. 25～ 6. 11. 18

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 令和 4・5・6 年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書を受けた者のうち、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、「役務の提供等」が D 等級以上に格付されている者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊朝霞駐屯地 東部方面会計隊本部業務科事務室

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札日時及び場所

- (1) 説明会
実施しない。
- (2) 入 札
令和 6 年 9 月 19 日（木）10 時 30 分
東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C 庁舎 1 階 入札室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した額の 5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし落札者が契約を履行しない場合、契約金額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分 1 日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第 2 項に示した入札参加資格の無い者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札
- (4) 入札者の氏名が判明しがたい入札
- (5) 電報、電話、FAX による入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方法

- (1) 総額により決定する。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

8 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により遅滞なく作成し提出すること。

- (2) 契約金額が50万円以上の場合は契約書を作成し、契約金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略する。
- (3) 適用する条項
 - ア 基本契約条項：「役務請負契約条項」
 - イ 特約条項：「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」

9 その他

- (1) 入札参加希望者は9月18日（水）17時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
- (3) 第2項(5)に示す資格審査結果通知書（写）は、入札開始までに提出すること。
- (4) 入札書が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- (5) 本件の入札においては郵便入札を可とする。
初度入札において郵便により参加する場合は、9月18日（水）17時00分 までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (6) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - ア 日 時： 令和6年9月24日（火） 15時00分
 - イ 場 所： 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 C庁舎1階 入札室
- (7) 再度入札において郵便により参加する場合は、9月24日（火）12時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。
- (8) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (9) 本記載事項に関する問い合わせ
 - 連 絡 先：東部方面会計隊本部 業務科 契約班 担 当：中尾(内線 5413)
 - T E L：048-460-1711 F A X：03-3924-4312（直通）
- (10) 仕様書等に関する問い合わせ
 - 連 絡 先：朝霞駐屯地業務隊管理科 担 当：加藤（内線 4342）

役 務 仕 様 書

- 1 役 務 名 : 仮設便所管理・汲取り役務
 2 役務場所 : (1)埼玉県新座市 陸上自衛隊朝霞訓練場
 (2)東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地
 3 役務概要 : (1) 仮設便所管理 (朝霞訓練場地域)

ア 内訳

訓練場地区①仮設便所 23基 (男大10基、小10基+女大3基)
 訓練場地域②仮設便所 23基 (男大10基、小10基+女大3基)
 訓練場地域③仮設便所 46基 (男大20基、小20基+女大6基)

計 92 基

イ 清掃 (便器清掃、床掃拭き、水補充) 5 回

(2) 仮設便所汲取り役務 (朝霞駐屯地地域)

簡易水洗式便所 (大・洋式) 12 基

簡易便所 (小) 10 基

計 22 基 (撤去時)

4 役務期間 : 令和6年10月25日～同年11月18日

5 一般事項 : 下記による。

1	協 議	本仕様書及び図面に質疑が生じた場合には、係官と協議を行い指示に従うこと。
2	軽 微 な 変 更	現場の収まり等により軽微な変更の必要性が生じた時は、係官と調整しその都度指示に従うこと。ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。
3	復 旧 ・ 補 償	役務実施に際して、隊員及び部外者等に障害等を与えた場合又は施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び補償すること。
4	使 用 材 料	使用材料は仮設材を除き全て新品とし、係官の検査を受け合格したものを使用する。
5	現 場 管 理	請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い、防災に努めること。また、危険性のある場所には、危険標示等の処置を行うこと。
6	立 入	役務現場及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。
7	役 務 写 真	役務写真は、着工前・完成及び施工後隠蔽となる箇所・主要な役務段階の役務状況・使用材料・その他係官の指示するものをサービス版サイズで整理し、1部を提出するものとする。
8	書 類 手 続	役務に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出すること。
9	秘 密 厳 守	役務実施によって知り得た内容に関して係官の許可なく漏洩してはならない。
10	後 片 付 け ・ 清 掃	役務完了に際して作業現場の後片付け及び清掃を行うこと。
11	電 気 ・ 水 の 使 用	役務に使用する電気及び水等は官側負担とする。

特 記 事 項		
項 目	細 部	
1 一般事項	- 仮設便所の清掃管理は、便器の清掃、床掃き、床拭き清掃と水及びトイレットペーパーの補充、手洗器の清掃と水補充、便所周辺の点検清掃を行うこと。 - 仮設便所の汲取時間については、0830～1715の間を原則とし、細部については、係官との調整により実施するものとする。 - 汲取りは、汲み残しの無いよう汲み取ること。 - 清掃及び汲取り作業前・作業後及び搬出等役務写真を撮影し官側に提出すること。なお、細部については、監督官の指示による。	
2 管理・汲取予定日	- 清掃・汲取り予定日は、下記とし、細部監督官の指示による。 1回目 清掃管理 10月25日(金) 92 基 (訓練場) 2回目 清掃管理 10月29日(火) 92 基 (訓練場) 3回目 清掃管理 11月 1日(金) 92 基 (訓練場) 4回目 清掃管理 11月 5日(火) 92 基 (訓練場) 5回目 清掃管理 11月 8日(金) 92 基 (訓練場) - 汲取り 11月18日(月) 22 基 (朝霞駐屯地) 細部については、監督官の指示による。	
3 仮設便所仕様	- 仮設便所の1基あたりの仕様は、下記による。 (1) 簡易水洗式便所 (洋式・大) 床下便槽 300L以上 汲取口φ150 (2) 簡易便所 (小) 床下便槽 300L以上 汲取口φ150	

役務名	仮設便所管理・汲取り役務	図面番号	2 / 5
種 別	役務仕様書	縮 尺	
陸 上 自 衛 隊 朝 霞 駐 屯 地 業 務 隊			

朝霞訓練場

訓練場地区①

仮設便所管理役務場所

訓練場地区②

仮設便所管理役務場所

朝霞駐屯地

業務隊管理科

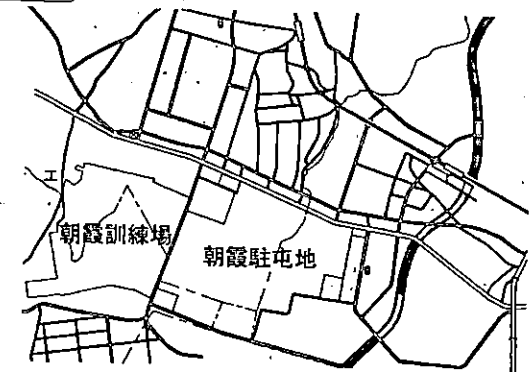


訓練場地区③

仮設便所管理役務場所

仮設便所み取り役務場所

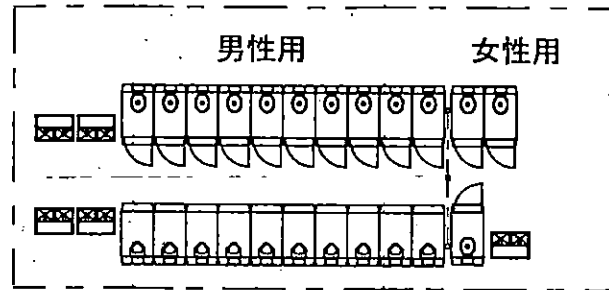
配置図 (S=1/7,000)



案内図 (S=1/55,000)

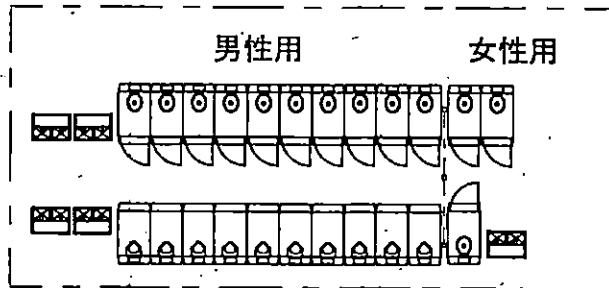
役 務 名	仮設便所管理・汲取り役務	図面番号	3 / 5
種 別	案内・配置図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

訓練場地区① 仮設便所管理役務標準配置図



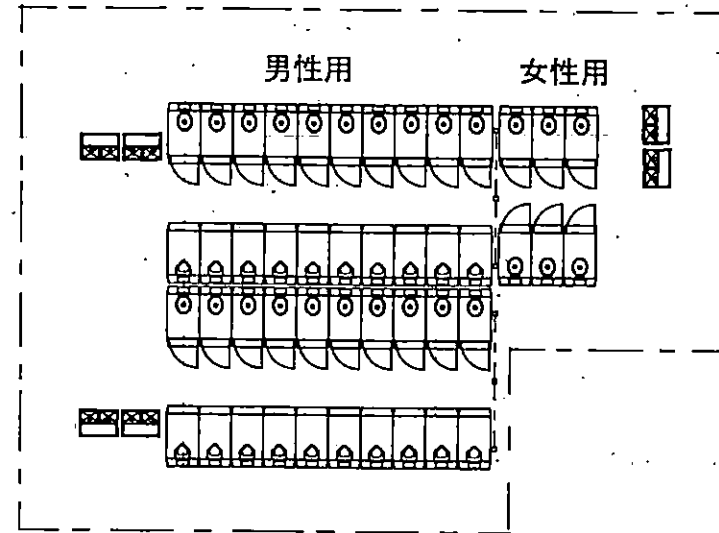
訓練場地区①仮設便所等内訳			
内 訳 表	男性用	女性用	計
簡易水洗式便所 (大・洋式)	10基	3基	13基
簡易便所 (小)	10基	—	10基
手洗器	4基	1基	5基

訓練場地区② 仮設便所管理役務標準配置図



訓練場地区②仮設便所等内訳			
内 訳 表	男性用	女性用	計
簡易水洗式便所 (大・洋式)	10基	3基	13基
簡易便所 (小)	10基	—	10基
手洗器	4基	1基	5基

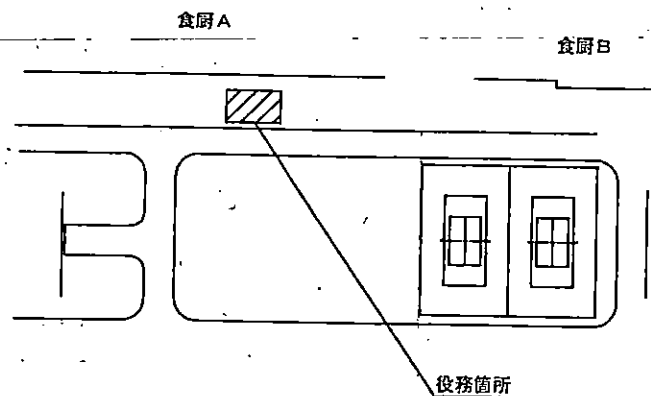
訓練場地区③ 仮設便所管理役務標準配置図



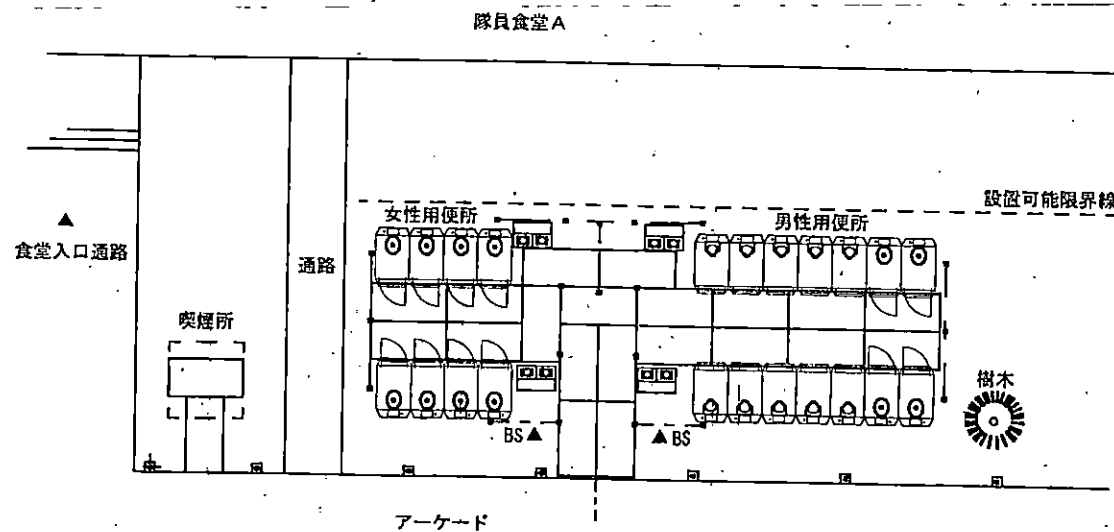
訓練場地区③仮設便所等内訳			
内 訳 表	男性用	女性用	計
簡易水洗式便所 (大・洋式)	20基	6基	26基
簡易便所 (小)	20基	—	20基
手洗器	4基	2基	6基

訓練場地区①～③仮設便所等内訳総計			
内 訳 表	男性用	女性用	計
簡易水洗式便所 (大・洋式)	40基	12基	52基
簡易便所 (小)	40基	—	40基
手洗器	12基	4基	16基

役 務 名	仮設便所管理・汲取り役務	図面番号	4/5
種 別	仮設便所管理役務配置図	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			



役務箇所配置図 S=1/2,000



役務箇所標準詳細図 S=1/200

仮設便所等内訳表			
項目	男性用	女性用	計
簡易水洗式便所(大・洋式)	4基	8基	12基
簡易便所(小)	10基	—	10基
手洗器	2基	2基	4基
目隠しフェンス	7枚	8枚	14枚
ゴムマット	13(2)枚	9枚	22枚

※(2)は喫煙所内数

役務名	仮設便所管理・汲取り役務	図面番号	5/5
種別	仮設便所汲取り役務配置図	縮尺	図示

陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊